

# 新型コロナウイルスワクチン接種 5～11歳のお子様も接種が受けられます

3月9日から、小児（5～11歳）を対象としたワクチン接種を開始しました。対象となるお子様に接種券（予診票）を順次発送しています。接種券が届きましたら、確認をお願いします。

※市ホームページ・広報坂東お知らせ版3月3日号もご覧ください。



▲ピンクの封筒がお手元に届きます！

- 対象者** 坂東市に住民登録のある5～11歳（12歳の誕生日の前々日まで）の方  
 ※1回目の接種時に11歳だったお子様が、2回目の接種時までに12歳の誕生日を迎えた場合、2回目接種にも子ども用のワクチンを使用します。  
 ※一度も接種せず12歳になった方は、大人用のワクチンを使用します。
- 使用ワクチン** ファイザー社の小児用ワクチン  
 ※子ども用のワクチンとして、ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が3分の1になっています。
- 接種回数・間隔** 3週間の間隔をおいて2回接種
- 接種場所** 市内7医療機関  
 （存身堂医院、高橋医院、田所医院、天王前クリニック、岩本医院、倉持医院、緑野クリニック）
- 接種条件** ・感染症予防の効果と副反応のリスクについてご理解いただき、保護者の意思で接種をご判断ください。  
 ・接種には保護者の同伴と予診票に保護者の署名が必要です。  
 ※ワクチン接種は強制ではありません。小児の新型コロナワクチン接種では、予防接種法で定める努力義務の規定は適用しないこととしています。

## 小児接種のスケジュール(予定)

対象者(5～11歳のお子様)	接種券発送時期	予約開始日
基礎疾患のあるお子様 ※年齢にかかわらず申請により優先的に接種を受けられます。 ※申請は随時受け付けます。	発送済	受付中
平成22年3月11日～平成29年4月1日生	発送済	3月4日(金)から年齢の高い順に順次受付
平成29年4月2日生～	5歳になるお子様から順次発送予定	

問 新型コロナワクチン対策室 ☎ 0297(21)7111

## 「小学校休業等対応助成金」の対象となる 休暇取得期間の延長について(国)

国では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない労働者に対して、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を対象とした「小学校休業等対応助成金」を支給しています。

支給は、昨年8月1日から12月31日までの間に取得した休暇について支援を行っていましたが、対象となる休暇取得の期間を令和4年3月31日まで延長しました。

また、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を労働局に開設し、労働者の方からの「企業にこの制度を利用してもらいたい」などのご相談に応じて、事業主へ小学校助成金の活用の働きかけを行っていますが、特別相談窓口の開設期間を令和4年6月30日まで延長しました。



申請窓口や必要書類などについては  
こちらから▲

問 ・小学校助成金について コールセンター ☎ 0120(60)3999  
 ・特別相談窓口について 茨城労働局雇用環境・均等室 ☎ 029(277)8295

▼「お荷物を不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」は宅配業者を騙る偽メールです